

簿記試験受験料や、フォークリフト技能取得などの費用の一部を助成します！

令和6年度坂井市商工会雇用者能力向上推進事業助成金

- ▶ **対象者**：商工会会員であり、令和6年度の坂井市商工会の会費が未納でない事業者
- ▶ **助成対象**：従事する事業に直接必要となる公的資格取得に要した受験料、受講料
 - * 受講料は、講座の終了時に資格が付与されるものに限りま。
 - * 民間資格は助成対象外です。
 - * 普通自動車免許など対象外の資格もある為、申請前に一度商工会にご確認下さい。
- ▶ **対象例**：事務員拡充の為の簿記試験の受験料、作業員拡充の為の小型移動式クレーン運転技能講習終了資格の受講料など
- ▶ **助成上限額**：5万円（1事業者の上限）
- ▶ **対象期間**：令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）
- ▶ **申請期限**：令和7年2月28日（金） ※予算に達し次第、終了いたします。
申請手続きについては、坂井市商工会ホームページのお知らせをご確認ください。

省エネ機器等の導入費を支援します！（グリーン化補助金）

省エネ化に取り組み、コスト高の影響を乗り越えようとする事業者に対して、事業用における省エネ機器等の新規購入や買い替え費用の補助を行い事業主負担の軽減を図る支援を行います。

- ▶ **対象者**：商工会会員であり、令和6年度の坂井市商工会の会費が未納でない事業者
- ▶ **補助対象**：電気料金の高騰や脱炭素につながる環境配慮などの対策として導入する省エネ機器等の購入や買い替えにかかる費用（事業用のみ可）
 - ※現在お使いの物と比較して省エネ性能がアップしているものであれば申請可能です！（省エネ機器に該当するかわからない場合はお近くの商工会までお問合せください）
- ▶ **対象例**：事務所のエアコンや冷蔵庫、遮光カーテン、網戸などの購入や買い替え、照明機器のLED化 など
- ▶ **補助上限額**：2万円（1事業者あたり1回まで申請可）
- ▶ **補助率**：3/4以内
- ▶ **対象期間**：令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）
- ▶ **申請期限**：令和7年2月28日（金） ※予算に達し次第、終了いたします。

広告宣伝等支援助成金

坂井市商工会では、広く消費者に自社の商品・サービスを周知する取り組みに伴う経費の一部を助成することで、前向きな経営に取組む部会員事業所の販路開拓を支援します。

対象となる活動	新たなターゲット（市場や客層等）に、自社の商品・サービスの販路開拓のために、広告宣伝または販売促進を図る取組み
補助対象経費	自社の商品・サービスの広告等を目的とした広告物の作成・配布または広報媒体等を活用するために支払われる経費
助成率	助成対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）
助成額	【一般型】 3万円を限度
	【グーベ連携型】 5万円を限度（1事業者1回のみ） 商工会会員向け無料HP(グーベ)を新たに作成し、当該HPと他広告体と連携させて広告宣伝等を実施する取組み
助成対象期間	令和6年4月1日から令和7年2月28日までに、広告宣伝等および支払、成果の測定を完了したもの

※ 予算に達し次第、受付を終了させていただきます。



〔第169号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35番地1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300



坂井市、あわら市、永平寺町の3商工会合同イベント「ふるさとうまいもん祭り」を今年はJR芦原温泉駅前にて開催します。

3つの商工会から地元のうまいもん自慢のお店38店舗が大集結するほか、商工会女性部による「ふるまい」提供（数に限りあり）、三国高校吹奏楽部やチアリーディングチームなどのステージイベントも実施します。

皆さまお誘いあわせの上、ぜひご来場ください！出店店舗やイベント詳細につきましては来月号に封入のチラシをご覧ください。

日時 10月19日（土）・20日（日） 10:00～16:00
会場 アフレアおよびJR芦原温泉駅前



ふるさと うまいもの ふるまい
お一人さま1食限定

19日	永平寺町 ごまどうふぜんざい 限定200杯(1杯100円)	10:30~	坂井市 三国名物 にしさが酒饅頭天ぷら 限定200個(1個100円)	13:30~
20日	あわら市 とみつ金時チャウダー 限定200杯(1杯100円)	10:30~		

最低賃金の引き上げに係る各種支援策の活用のご案内

福井県内の最低賃金が10月5日に現行の時間額931円から53円引上げになり、時間額984円に改正になる予定です。福井労働局では、最低賃金の引き上げに円滑に対応できるよう、各種支援策の活用を促進しています。ぜひ活用をご検討ください。

① 業務改善助成金

設備投資をお考えの事業主の皆さま!

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ!

令和6年度「業務改善助成金」

いますぐ、ご確認ください

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
福井県の場合は981円以下 (R5.10.1~)
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

ご留意いただきたい事項

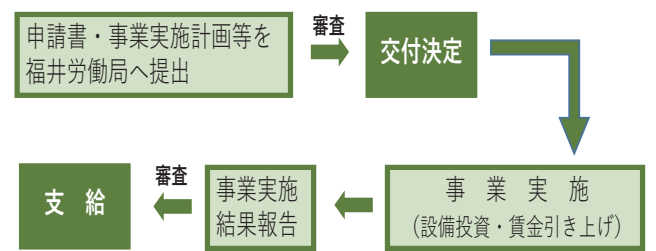
申請期限: 令和6年12月27日(労働局必着)
事業完了期限: 令和7年1月31日

概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。*同一事業場の申請は年1回まで

【設備投資等】 機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど
物価高騰等要件※1に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。
パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。

手続きの流れ



令和5年度からの主な変更点

特例事業者に関する要件のうち、生産量要件が終了しました。
賃金引上げ後の申請は、令和6年1月31日までの申請をもって終了しました。

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】()内は生産性要件※2を満たした場合

申請事業場の事業場内最低賃金が、

931円以上950円未満→4/5 (9/10)

950円以上981円以下→3/4 (4/5)

申請様式等、詳しくはコチラ



※10人以上の上限額区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 物価高騰等要件: 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

※2 生産性要件: 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合をいいます。

福井県では、最低賃金の過去最大の上げ幅での改定に伴い、国の業務改善助成金に県独自の乗せを行うとともに、全国平均以上の賃上げを行う事業者に対し奨励金を支給することにより、賃上げを行いやすい環境整備を支援しています。

ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金

国の「業務改善助成金」※に県独自の乗せ

国の「業務改善助成金」支給決定額の $\frac{1}{10}$ を支給

令和6年度

ふくい
業務改善・賃上げ応援事業

(B)
奨励金

事業場内最低賃金を全国平均以上に引き上げた場合
対象となる労働者1人あたり 10万円

最大 100万円 支給

支給対象 以下の条件をすべて満たす場合申請が可能です
詳細は支給要綱をご確認ください

国の「業務改善助成金」の申請者

令和5年4月1日~令和7年3月31日までの期間に交付決定通知を受けている事業者

事業場内最低賃金を全国平均※以上 に引き上げた事業者

- ※ (1) 賃金引上げ日が令和6年度最低賃金全国平均額の公表日前
⇒ 全国平均額 1,004円
- (2) 賃金引上げ日が令和6年度最低賃金全国平均額の公表日以後
⇒ 公表後の最低賃金全国平均額

「社員ファースト企業」宣言の登録

「賃金の引き上げ」の取り組みを含む宣言の登録が必要になります

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>



「パートナーシップ構築宣言」の登録

<https://www.biz-partnership.jp/>



申請期限 令和7年3月10日(月)

予算の範囲内で交付するため、申請期限までに募集を終了する場合があります

Information
お問合せ

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革 G
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL: 0776-20-0389 FAX: 0776-20-0648
E-Mail: rousei@pref.fukui.lg.jp



② キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金アップを図りませんか?



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等※1の基本給を定める賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引き上げ率	
	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

- ※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。
- ※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

受給条件 以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※4」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※4 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

3 賃金アップ(2の改定)

2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。